

大和市条例第16号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

大和市長 大木 哲

大和市条例第16号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「又は感染症の」を「若しくはその」に改め、「輸送又は」の次に「感染症による」を加える。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第2項に見出しとして「(大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業従事手当の特例)

- 3 第13条第2項の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の患者若しくはその疑いのある者（以下「患者等」という。）の救護、治療、看護若しくは消毒、新型コロナウイルス感染症による死者の輸送又は新型コロナウイルス感染症による病毒汚染物品の消毒に従事したときは、その防疫作業従事手当の額は、日額3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、日額4,000円）とする。
- 4 第13条第1項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事した職員に、防疫作業従事手当を支給する。この場合において、その手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、日額3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、日額4,000円）とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年1月27日から適用する。

(防疫作業従事手当の内払)

2 改正後の条例附則第3項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第13条第2項の規定に基づき支給した防疫作業従事手当は、改正後の条例附則第3項の規定に基づく防疫作業従事手当の内払とみなす。